

## 高知県児童福祉審議会総会の概要

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 25 日（木） 13：30 ～ 14：55
- 2 場 所 高知城ホール 2階 会議室
- 3 出席者  
委 員 川崎委員長、武政委員、岡谷委員、須賀委員、福田委員、柿原委員、津野委員、  
中山委員、福永委員、谷本委員、佐竹委員  
(17 名中 11 名出席)  
事務局 井奥地域福祉部長、福留地域福祉部副部長  
幹事 福永健康対策課長、北添障害保健福祉課長、森児童家庭課長、  
勝賀瀬幼保支援課長、山崎少年課長、川西中央児童相談所長  
書記 山脇健康対策課長補佐、山本障害保健福祉課長補佐、福井児童家庭課長補佐  
児童家庭課 上杉チーフ（児童福祉担当）、掛水チーフ（青少年担当）

### 4 議事内容

- (1) 副委員長の選任について
- (2) 各部会委員等の選任について

新任委員の役職等については、前任の委員が就いていた審議会副委員長職及び各所属部会委員等の職に引き続き就任する事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

### 5 報告事項

- (1) 高知県児童福祉審議会の平成 24 年度の取組みについて（児童家庭課）
- (2) 高知家の子ども見守りプランについて（児童家庭課）
- (3) 児童相談所の業務概要について（中央児童相談所）

各報告事項について、事務局から説明した後質疑応答を行った。

#### [質疑応答要旨]

- (1) 高知県児童福祉審議会の平成 24 年度の取組みについて  
質疑応答なし

- (2) 高知家の子ども見守りプランについて  
(委員)

・立直り対策の目標にもなっている再犯者数はどれくらいか。

(事務局)

・警察統計によると、246 人（H24）であり、これを 5%低減することを目標としている。

(委員)

・「発達の気になる子どもや保護者への支援の充実」を課題として挙げるに至った要因分析を聞きたい。

(事務局)

・具体的な数値を根拠として出していないが、実際に、児童相談所で一時保護された子どもの中

には発達障害やその傾向が見られるにも関わらず、適切な対応が取られてこなかったケースが見受けられたということから、このような課題整理をした。

(委員)

- ・万引き防止のリーフレットは、県内全ての子どもに配布されるか。

(事務局)

- ・本リーフレットは、県警察本部、県教育委員会及び県地域福祉部で内容を検討したものであり、私立や特別支援学校も含め、県内全ての小中学校に配布している。

### (3) 児童相談所の業務概要について

(委員)

- ・非行相談の主訴別件数で圧倒的に窃盗が多い。子ども見守りプランの万引き防止の取組みにも関連すると思うが、子どもたちが万引きをするのはなぜか。

(事務局)

- ・万引きは、小学生高学年の男子が主流。常習化している子が多い。分析する中では、一過性の遊び感覚でする子もいるが、一方で、家族や親子関係がうまくいっていないケースもある。
- ・子どもの心理として淋しさや愛情欲求を秘めた行動である場合もあり、自尊感情がなく、家族の中で自分の存在意義が感じられていないために、他者からの評価に対するハードルが低いことがある。
- ・また、発達障害の2次障害として、道徳観の理解が弱い傾向にある子どもたちもいる。
- ・単なる一過性のものであれば、リーフレット等で学習すれば減少すると思われる。
- ・万引きがなぜいけないのか、その行為の裏側にある人の気持ちを訴えていくことが、教育や福祉のこれからの命題であると考えている。

(委員)

- ・親子関係や障害の問題もあって複雑化している。予防的対策は親子への啓発等を通してお金だけではではないということを伝えるべきだ。
- ・万引きをなくすことは難しい。成果目標も重要だが、複雑な要因があるので、それだけに囚われず色々な取組みをやるべきだ。
- ・目標数値があるからといって、人権を無視することがないように願う。

(委員)

- ・相談種類別受付件数の推移に関する説明で、障害相談の減少について詳細な理由を聞きたい。

(事務局)

- ・平成24年度から、18歳以上の重度心身障害児施設入所のための相談や措置延長決定について県から市町村へ事務移管されたため、件数が減少したものである。

(委員)

- ・子どもを保護することとなった場合における親へのカウンセリングや家族支援は、どのようなことをしているか。

(事務局)

- ・子どもの安全や人権保障のために一時保護を行う。大半は職権保護であり、親を呼んで説明を行い、虐待についての児童相談所の見立てを伝える。
- ・親の言い分や解釈を聞き、認知療法プログラムをする。親自身や子どもの生育過程をひも解いてプログラムを提示するが、親にとっては「大きなお世話」ということもあり、プログラムを結実させることが難しいこともある。

- ・一時保護のうちほとんどは在宅支援になっているが、家族支援は画一的なものではなく、即効性があるものはない。
- ・家族支援を行っていくためにも、保育園や幼稚園等の関係機関には協力願う。  
(委員)
- ・主たる虐待者の約53%が実母となっているが、母子家庭に対する支援が必要だと思う。母子家庭への支援として、何か行っているか。  
(事務局)
- ・ケース分析の結果がそうであったもので、母子家庭はリスクが高いということ。
- ・母子家庭への支援そのものは、児童相談所の機能を超える部分もある。  
(委員)
- ・虐待案件中、母親がパニックになることがある。  
(事務局)
- ・精神疾患を持つ親もいる。そうしたケースで子どもを返す際には、医師の診断を聞き、家庭の近隣資源を活用して子どもを育てることを勧めている。
- ・行政機関の意見を聞き入れることが難しい方には、民生委員等の地域の方にケアを支援してもらおう場面もある。  
(委員)
- ・子育てに不安のある保護者がいる。離婚して一人で子育てをしている場合等で、夜間に子どもが泣いてパニックになる人もいる。
- ・幼稚園や保育園も、そうした保護者に寄り添うよう取り組みたい。  
(事務局)
- ・子ども見守りプランで目標値を設定することには議論もあったが、全国的に見ても非行率が高いという事実の要因分析をしていくなかで出てきた課題の部分について目標として設定されている。
- ・継続して取り組むことが重要だと考えており、関係機関同士で話し合いながら取り組んでいきたい。

以上